

# 無償資金協力事業に係る コンサルタント業務の手引き

独立行政法人国際協力機構  
資金協力業務部

2025年2月

# 目次

## 第1章 無償資金協力事業とコンサルタント

1. リーガル・フレームワーク
2. コンサルタントに期待される役割
3. コンサルタント契約の手続き

## 第2章 詳細設計・入札

1. 詳細設計
2. 入札
3. 入札評価
4. 業者契約の締結

## 第3章 施工・調達監理

1. 施工・調達監理業務
2. JICA のモニタリング
3. 設計変更／契約変更
4. 業者契約の完了

## 第4章 施工・調達完了後

1. 施工・調達完了後の業務
2. その他の補足

# 第1章 無償資金協力事業とコンサルタント

## 1. リーガル・フレームワーク

我が国の無償資金協力事業<sup>1</sup>は、我が国と受贈国との間で公文を交換（交換公文：Exchange of Notes: E/N）することにより国際約束を形成し、この E/N 及び機構法に基づき JICA が受贈国実施機関との間で贈与契約（Grant Agreement: G/A）を締結して実施されます。

G/A には、受贈国実施機関が事業を実施するに際してコンサルタントを備上すること、またコンサルタントは JICA が推薦することを規定しています。

JICA は、当該事業に係る協力準備調査や事業化調査等で実施した概略設計との技術的整合性及び当該事業の連続性を確保し、円滑な事業の実施を図ることを目的に、先行する調査を担当し、良好な成果を収めたコンサルタントの意思を確認の上、当該コンサルタントを実施機関に推薦しています。ただし、当該コンサルタントが E/N で規定されている”Japanese nationals”に該当しない場合や先行する調査の実績評価が悪かった等の場合には、JICA が別途選考を行い、別のコンサルタントを推薦することがあります。

無償資金協力事業に携わるコンサルタントは、JICA の推薦を受け、実施機関とコンサルタント契約を締結し、当該契約に基づき、事業の詳細設計／事業費積算、入札図書の準備、入札補助、施工・調達監理、ソフトコンポーネント等にかかる技術的サービス（以下、「コンサルティング業務」）を履行し、その対価として、実施機関（施主）から報酬を受け取ります（贈与資金（Grant）から支出されます）。

コンサルティング業務に求められる質については、コンサルタント契約書に「The Consultant shall perform the Service with due diligence and efficiency and economy, in conformity with generally accepted professional techniques, standard and practices, and（後略）」と規定されますので、十分留意の上、質の高い業務の提供をお願いします。

また、無償資金協力事業における実施機関は、必ずしも事業実施能力、国際調達・契約リテラシー、財務負担能力が高くないことから、実施機関を支える役割を担うコンサルタントには、実施機関（施主）の意向に沿って業務を履行するのみではなく、実施機関が E/N 及び G/A の規定に基づき適切に事業を実施できるよう支援・指導する役割も期待されています。

## 2. コンサルタントに期待される役割

JICA は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、「無償資金協力事業の実施のために必要な業務」を実施します。具体的には、贈与契約（G/A）の締結や G/A に基づく Grant の実行（支出）に加え、事業そのものが円滑に実施され、Grant が適時・適切に使用されるための調査、あっせん、連絡その他必要な業務を実施監理業務として実施しています。こ

<sup>1</sup> 無償資金協力事業には複数の実施形態がありますが、本手引きではこのうち「施設・機材等調達方式」（人材育成奨学計画を除く。）について解説しています。ただし、無償資金協力事業に係る基本的な考え方は、人材育成計画のエージェントや調達代理機関についても同じですので、参考にしてください。

れら業務を適切に実施するためには、JICA が実施機関に推薦するコンサルタントによる支援が不可欠と考えています。

受贈国実施機関（施主）と締結するコンサルタント契約に基づき、コンサルタントは、贈与契約（G/A）の両当事者（JICA と受贈国政府）の権利・義務に関連して、以下の役割を果たすことが求められます。

### （１）受贈国実施機関責任事項にかかるモニタリングと実施支援

G/A に規定される受贈国実施機関の責任事項として、主に以下の３項目が挙げられます。これら責任事項の主体は実施機関ですが、これら事項に関するモニタリングや実施支援が「コンサルティング業務」の一部としてコンサルタント契約に規定<sup>2</sup>されます。

1) 調達・契約プロセスの以下の各段階における JICA 確認・同意<sup>3</sup>の確保

- コンサルタント契約（認証）
- 一般競争入札以外の調達手続きの採用
- 事前資格審査の公告
- 事前資格審査の結果
- 入札図書確定
- 技術札の評価結果
- 価格札の評価結果
- 業者（サプライヤー）契約（認証）
- 贈与資金の残余金または予備的経費の充当
- 契約の修正または解除（認証）
- 当初設計の（重大な）変更

2) 進捗報告書（Project Monitoring Report (PMR)）及び完了報告書の提出

3) 用地確保や免税手続き等の具体的事業実施に関連して発生する責任の履行

上記のうち JICA 確認・同意に係る申請及び PMR は、コンサルタントから直接 JICA に提出（発注者に写し送付）することも認められています<sup>4</sup>ので、取り扱いは施主と相談してください。

### （２）JICA の関与

また、Grant の対象となっている契約業務が適切に履行されているかを（契約当事者ではなく）第三者の立場で確認することを目的として、調達ガイドライン<sup>5</sup>の要求に基づき、JICA の関与について、コンサルタント契約に以下の規定<sup>6</sup>が設けられ

<sup>2</sup> コンサルタント契約の“Scope of Services”として、Special Conditions of Agreement に規定されます。

<sup>3</sup> G/A では統一して「review and concurrence」が用いられていますが、E/N では契約書への確認・同意について「verify」（契約認証）という用語を使っています。本手引きにおいても、契約書への確認・同意については「契約認証」という用語を使います。

<sup>4</sup> コンサルタント契約の“Scope of Service”のサンプルには、JICA の確認・同意取得に係る支援業務が明示されており、当該業務の一部として“Submitting to JICA the required documents for review and concurrence or the progress report,”と規定されています。

<sup>5</sup> G/A において、受贈国実施機関は調達ガイドラインに基づき調達・契約手続きを行うことが要求されています。

<sup>6</sup> それぞれ、General Conditions of Agreement for Consulting Services の Sub-Clause 1.10 (Monitoring by JICA)、Sub-Clause 1.11 (Difference of Opinion)、Sub-Clause 5.8 (Serious Hindrances) に規定されています。

ています。

1) Monitoring by JICA

施主及びコンサルタントに対し何ら責任を負うことなく、JICA はコンサルティング業務をモニタリングすることができる。

2) Difference of Opinion

施主とコンサルタントの間で重要な意見の相違が発生した場合、コンサルタントは施主及び JICA に対して同時に、当該事象に関する意見を提示する権利を持つ。

3) Serious Hindrances

プロジェクトの進捗や完成に大きく影響する事象が発生した場合、コンサルタントは施主及び JICA にその事象の内容と対応案を報告する。

(3) その他

コンサルタント契約に規定されているのは”Serious Hindrance”に際しての JICA への情報共有ですが、必ずしも事業実施能力の高くない受贈国実施機関が施主となってプロジェクトを実施するため、コンサルタントには JICA への日常的な情報共有を期待しています。課題が発生した場合には、JICA は贈与者の立場として Grant の受贈者である施主に対して申し入れを行いますので、”Serious”になる前から適時に情報提供願います。

この他、受贈国実施機関が JICA から Grant を受領するために必要な銀行取引に係る取極（Banking Arrangement）や支払授權書（Authorization to Pay）の発給手続きは、Grant を適時・適切に執行するために重要です。これら手続きへの支援はコンサルタント契約書の業務範囲に明示的には含まれていませんが、コンサルタントの側面支援を期待しています。

**【安全管理に係る協力依頼事項】**

無償資金協力事業は、開発途上国に渡航・長期滞在しての業務が求められますので、JICA としても安全対策に配慮しています。現地への渡航・滞りに当たっては、JICA 海外渡航管理システム（トコカン）への情報入力や緊急連絡網・滞在者リストの提出等へのご協力をお願いしています。

JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に解説を付して書式や提出方法等を提示しています。

### 3. コンサルタント契約の手続き

(1) 事前打ち合わせと推薦状の発出

G/A が署名された後、JICA は受贈国実施機関に対しコンサルタントを推薦します。推薦するコンサルタントは、原則として当該事業の協力準備調査で概略設計を担当したコンサルタントとしていますが、推薦状発出に当たってコンサルティング業務の実施方針や体制等を確認することとしています。

個別事業についての E/N や G/A の締結・進捗状況を逐次 JICA から共有しますので、本体事業への推薦を希望するコンサルタントは、G/A 締結後に「コンサルタント推薦依頼書」を提出してください。

「コンサルタント推薦依頼書」の提出と同時に設計監理業務確認資料<sup>7</sup>の提出を求め、①コンサルタント契約金額、②実施・支払スケジュール、③コンサルティング業務の実施体制、及び④協力準備調査等で整理した積み残し事項を踏まえた詳細設計・施工監理<sup>8</sup>の基本方針等について確認・打合せさせていただきます。また、JICAからは署名済みのE/N、G/A、免税口上書及び財務実行協議資料（全て取扱注意）の写しをお渡ししますので、内容につき両方で確認させていただきます。

JICAは提出資料の内容を確認した上で、JICAから受贈国実施機関の長（契約署名者）宛に推薦状を発送します。また、コンサルタントに対しては、推薦を行う旨の回答文書を作成・交付し、業務を実施するうえでの留意事項や依頼事項を提示します。

## （２）常駐監理者の資格要件

建設工事案件における工事品質の確保のためには、工事期間中のコンサルタント本社側の現地施工監理支援体制に加え、現地常駐監理者のパフォーマンスが極めて重要です。このためJICAでは、常駐監理者に以下の資格要件を求めています。

- 1) 当該工事の施工監理を行う経験・資格を有すること。（次の①、②、③のいずれかを満たすこと<sup>9</sup>。）
  - ① 技術士、一級建築士、一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、その他施工監理に関連する同等以上の公的資格（RCCM等民間資格を含む）を有し、これらの資格取得後1年以上の実務経験を有すること。
  - ② 類似工事の施工経験または施工監理経験を5年以上有すること。
  - ③ 海外での施工経験または施工監理経験を2年以上有すること。
- 2) 当該国において、発注者、ローカルコンサルタント等関係者との業務遂行に必要なコミュニケーション力を有すること。（次の①、または②のいずれかを満たすこと。）
  - ① 業務遂行に必要な語学能力を有すること（英語の場合はTOEICで640点以上または他資格で同等以上。他言語の場合はこれに準ずる）。
  - ② 業務遂行に必要な言語を活用した海外業務経験を2年以上有すること。
- 3) 担当コンサルタント会社に雇用されている者であること。

コンサルタントが、諸事情により資格要件を満たす常駐監理者の確保が難しい場合は、前広にJICAに相談してください<sup>10</sup>。

なお、業務期間中に常駐監理者（または業務主任）を交代せざるをえない場合には、コンサルタント契約の規定に基づき発注者の承認を得ることになりますが、JICAのコンサルタント推薦は当初提示いただいた常駐監理者等の人選を確認した上での推薦ですので、発注者承認に先立って、交代の理由、後任となる業務主任・常駐監理者の履歴書を事前にJICAに提出してください。

<sup>7</sup> JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に解説を付して書式を提示していません。

<sup>8</sup> 機材案件に据付工事が含まれる場合には、「施工監理の要否」を含めて確認・打合せさせていただきます。

<sup>9</sup> できる限り、2つ以上の要件が満たされることが望ましいと考えます。

<sup>10</sup> 常駐監理者候補者が上記の経験・資格要件を満たさない場合、施工現場での施工監理を実質的に機能させるための会社としての支援・確認体制、責任の分担等を含めた監理体制について、JICAと協議願います。

### (3) コンサルタント契約の認証（同意）

コンサルタント契約書は、JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に公表しているコンサルタント契約フォームに基づき作成し、実施機関と契約交渉してください。契約金額は、財務実行協議で承認された設計監理費を上限とします。

無償資金協力事業におけるコンサルタント契約は、署名と同時に効力を発揮し、発注者・受注者双方に契約履行義務が発生しますが、JICA が認証（同意）しない限り、無償資金の対象となる（eligible for the Grant）契約となりません。

コンサルタントは受贈国実施機関（施主）との間でコンサルタント契約を締結した後、施主に対し、速やかに JICA へコンサルタント契約の契約認証（同意）を求めるよう促してください。

提出書類に不備がある場合には認証（同意）することが出来ず、契約書の修正を求めますので留意ください。JICA は署名前の契約書ドラフト版に対して内容確認を行う「事前校閲」を行っています。事前校閲は任意ですが、契約認証（同意）時の手戻りを避けるためにも、積極的に活用してください。

### (4) 契約変更

契約条件等を変更した場合の変更契約書についても JICA の契約認証（同意）が必要となります。契約変更を行う場合は、事前に JICA に相談してください。

#### 【契約履行期限の延長】

工事の遅延等により、コンサルタント契約の Special Conditions of Agreement (SCA) に規定される Service Completion Period (SCP) を延長するための契約変更が多く発生しています。

SCP の延長についても、変更契約書の締結とその認証（同意）が必要となりますが、加えて贈与契約 (G/A) の規定に基づき、「延長期間が3ヶ月以上、または契約完了日と Grant 供与期限の間が6ヶ月未満の場合」には事前に JICA の同意を得る必要があります。これは、SCP が Grant 供与期限に接近する場合は、最終支払の請求が Grant 供与期限を超えてしまう可能性があり、G/A に規定される Grant 供与期限の延長、すなわち G/A の修正契約を締結<sup>11</sup>する等の対応を検討する必要が出てくるためです。

<sup>11</sup> 場合によっては、E/N に規定されている Grant 供与期限の延長も必要となります。

## 第2章 詳細設計・入札

### 1. 詳細設計

#### (1) 詳細設計の確認

コンサルタント契約の締結後、コンサルタントは協力準備調査等で実施された概略設計（O/D: Outline Design）と受贈国実施機関（施主）の意向を踏まえ、贈与契約（G/A）に規定される Details of the Project（プロジェクト概要）の範囲内で詳細設計（D/D: Detailed Design）を実施し、入札図書案を作成することが求められます。

詳細設計の結果を反映した入札図書案は JICA の確認・同意の対象としていません。しかしながら、入札図書案を完成させてから JICA がその内容を確認する場合には相当な時間を要することになるため、迅速な調達手続きの確保を目的として、詳細設計が固まった時点（この時点では、JICA として施主の同意有無の確認は行いません。）でコンサルタントから「概略設計と詳細設計の比較表」を提出<sup>12</sup>いただき、説明を求めることとしています。

説明を求める趣旨は以下の3点を事前に確認することであり、この確認過程で上記資料以外にも提出・説明を求める場合<sup>13</sup>もありますが、ご協力願います。

- 1) G/A が規定している Details of the Project（プロジェクト概要）の範囲内で設計がなされているか<sup>14</sup>。
- 2) 概略設計から異なる要素がある場合、一定の合理性を持っているか<sup>15</sup>。
- 3) Grant 供与限度額の範囲で契約ができる蓋然性は高いか<sup>16</sup>。

1) は G/A の当事者である JICA として確認義務があります。一方、2) や 3) については、プロジェクトの詳細設計が施主の責任であるとの認識の下、最低限の確認を行います（気が付いた範囲内で、質問や意見表示する場合があります）。

#### (2) 予備的経費

贈与契約（G/A）では、プロジェクトに必要な事業費が不足する場合に受贈国実施機関（施主）が追加資金を手当てしてプロジェクトを実施する建付けとなっていますが、受贈国によっては財政上の限界があり、多くの場合には贈与資金の上限金額内でプロジェクトを計画する（円安やインフレなどで贈与資金が不足する場合には、スコープ・カット等を行う）こととなります。

<sup>12</sup> JICA の確認・同意が必要なプロセスではないため、コンサルタントからの事前協議資料と位置付けています。また、JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に解説を付して書式を提示しています。

<sup>13</sup> この他参考資料として、詳細設計に際して実施したボーリング等の自然条件調査結果や設計照査報告書（照査を行っている場合）などの提供を求める場合があります。

<sup>14</sup> 「設計変更」に当たる変更があった場合には、その内容を確認した上で、原則として「入札図書案」の確認・同意の段階で、併せて「設計変更」に係る確認・同意を行うことします。

<sup>15</sup> 協力準備調査での積み残し検討事項への対応結果については、丁寧な説明を求めます。また、詳細設計において構造や規模の修正等重要な技術的検討がなされる場合、または自然条件・社会条件が相当程度変化する場合は、詳細設計の実施途中でも JICA に情報共有願います。

<sup>16</sup> 積算された事業費がおおよそ贈与限度額に収まっているかを確認します。積算内訳の詳細については、疑義がない限り、確認の対象とはしません。

ただし、交換公文（E/N）において予備的経費（Contingency）が含まれている場合、「予備的経費の支出等に係るガイドライン」に基づき、以下の4つの事象により発生した経費に予備的経費の充当が可能です。

- 1) 不可抗力（治安悪化、自然災害等）
- 2) 自然条件や現場条件等の設計との相違等の条件変更
- 3) 経済状況・市場の変化
- 4) 被援助国政府負担事項の遅れ等による損害（日本国政府の了解を要す。）

このうち、特に2)及び3)については、詳細設計に際して適用が可能と考えます。

予備的経費の使用については、JICAの確認・同意が必要ですので、適用の必要が生じたと判断した場合、速やかにJICA担当者に相談してください。ただし、実際の確認・同意手続きは、入札結果の確認・同意申請と併せて実施します<sup>17</sup>。

### (3) 調達適格国（Eligible Source Countries）

贈与契約（G/A）には“Eligible Source Countries”について「物品と役務の調達適格国は日本または受贈国」と規定されており、第三国の物品または役務を調達する場合は、JICAと受贈国実施機関の意見の一致が必要です。

建設工事契約は「役務（Services）」に区分され、役務を提供する主契約者が日本法人に限られているため、自ずからこの条件が満たされています<sup>18</sup>。

一方、「物品（Goods）」に区分される物品調達契約では、入札図書「Bid Data Sheet（BDS）」に原産地国を制限する機材・物品リストを提示することとし<sup>19</sup>、当該入札図書案に対するJICAの確認・同意をもって「意見の一致」を確認することとしています。

#### 【物品にかかる調達適格国について】

無償資金協力事業では、調達適格国（Eligible Source Countries）を原産地国（Country of Origin）基準<sup>20</sup>で規定しています。調達適格国を日本または受贈国とした場合、以下の支障が発生しないか確認してください。支障が発生する場合には、調達適格国を第三国まで拡大してください。

- 1) 競争性・経済性は一定程度確保されるか？
- 2) 修理・アフターケア体制（代理店等）、部品・消耗品の供給・流通状況等により維持管理が困難とならないか？
- 3) 日本メーカーが海外で生産している製品が疎外されないか？

<sup>17</sup> 施主が入札前に予備的経費の使用に関するJICAの同意を得たいと要望する場合には、入札図書案の確認・同意申請と併せて実施することも可能です。

<sup>18</sup> 工事契約は役務契約に区分されるため、建築物に付随する設備や備品を含めて「役務（Services）」と判断されますが、一定規模の物品調達を契約に含める場合には、当該物品はGoodsと判断されますので、調達適格国／原産地国について検討してください。

<sup>19</sup> BDSにリストアップされていない物品・機材は、“Instructions to Bidders”の規定に基づき、原産地国の制約が掛かりません。

<sup>20</sup> Instructions to Biddersにおいて、原産地国については、「The term “origin” means the place where the products have been mined, grown, cultivated, produced, manufactured or processed; or, through manufacture, processing, or assembly, another commercially recognized article results that differs substantially in its basic characteristics from its components.」と規定しています。2024年10月に改正された標準入札図書（Works）では、「mined, grown, cultivated,」部分が削除されています。

上記の留意事項の確認は個別物品毎に検討する必要がありますが、軽微な物品を除き原則すべての物品（少なくとも財務実行協議用資料の機材リストに含まれている物品）について、「日本メーカー製品（できれば日本原産品）を購入対象とする」ことを検討してください。

なお、製品の「原産地国」は製品毎に単一に確定するものですが、複数の製品が一つの製品（システム）を構成する場合であって、かつ構成する製品の原産地国が異なることが想定される場合においては、構成される製品毎に原産地国を設定することを検討してください。

## 2. 入札

### (1) 調達方法

調達ガイドラインにおいて、無償資金の執行に際しては「経済性、効率性、透明性及び公平性」<sup>21</sup>に配慮しなければならない旨規定されています。また、これらの要求を満たす最も適切な調達方法が競争入札（competitive bidding）であると意見表示されています。

これらを踏まえ、JICA は調達ガイドラインの要求を満たす入札関連書式をウェブサイト上に公開していますので、入札図書案の作成に当たっては、原則、これら書式を使用してください。これら書式では、一段階二札入札（Single-Stage Two-Envelope Bidding）が採用されており、施設建設契約では事前審査付き、機材調達契約では事前審査なしを標準としています。調達ガイドラインでは、この他、大規模で複雑なプラント建設工事契約等については二段階入札（Two-Stage Bidding）<sup>22</sup>を推奨しています。

なお、小規模な調達や入札不調等の特別な状況下においては、JICA の確認・同意を得た上で競争入札以外の調達方法（例：Direct Contracting）が認められます。「競争入札は適当でない」と判断する場合、JICA 担当者に相談してください。

#### 【Direct contracting の要件（調達ガイドラインより）】

- a) Where the qualified contractors, suppliers or manufacturers is limited to the specific firm.
- b) Where, JICA deems it inappropriate to follow competitive bidding procedures, e.g. in the case of emergency.
- c) Where the amount involved in the procurement is so small that the firms clearly would not be interested, or that the advantages of competitive bidding would be outweighed by the administrative burden involved.
- d) Where, JICA deems it inappropriate to follow competitive bidding procedures after unsuccessful bidding.

### (2) 入札参加資格事前審査

施設建設案件では、入札参加資格事前審査（P/Q: Prequalification）<sup>23</sup>を運用し

<sup>21</sup> 具体的には、“The proceeds of the Grants are required to be used with due attention to consideration of economy, efficiency, transparency in the procurement process and non-discrimination among bidders eligible for procurement contracts.”と規定されています。

<sup>22</sup> 二段階入札用の「標準入札図書」は、JICA として用意していません。

<sup>23</sup> 入札参加資格事前審査図書（P/Q 図書）の書式例を JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に公表していますので、活用してください。

ています（必須ではありません）。P/Qの公告（とその内容）及び結果についても JICA の確認・同意が必要となりますので、資格要件等は事前に JICA 担当者と相談してください。

なお、P/Q は応札者数を「絞り込む」ことを意図としたものではなく、案件実施に必要な業務遂行能力等を持ち得ない業者を排除することが目的ですので、競争性の確保にも配慮しながら、競争参加資格要件を検討してください。

### （3）入札図書案の作成

標準入札図書を JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に公表していますので、活用してください。

また、業者契約書<sup>24</sup>についても、書式を同じウェブサイトに公表していますので活用してください。ただし、業者契約書書式のうち General Conditions of Contract (GC)については、著作権の関係でウェブサイト公開せず個別配布しています。

### （4）入札図書案作成に当たっての留意事項

#### 1) 建設工事契約に係る技術仕様と施工条件

建設工事契約に係る技術仕様書（Specification）は、特に以下の項目について曖昧な記述を避け、施主と応札者双方にとって一義的に解釈される内容及び表記とするよう、留意して下さい。

- 調達または使用する資機材の規格、基準等
- 品質、出来形を保証するための検査の方法、頻度、判定基準等
- コンサルタントが行うべき検査、承認事項等
- 受注者がコンサルタントに提出すべき書類、図書等
- 受注者が提出すべき施工・調達計画書の具体的な内容
- 竣工図書の種類、様式、部数と竣工検査の方法等

また、以下に例示するような施工上の要求・制約条件や施工現場の自然条件を技術仕様書等に明示してください<sup>25</sup>。

- 工事敷地へのアクセス条件（交通規制の可否等）
- 隣接する構造物へ防音・振動対策の要否
- 仮設橋や工事用回路の機能要件
- 土質条件等の自然条件（ボーリング調査結果の明示）

#### 2) 機材調達に係る技術仕様

機材調達の技術仕様については、応札者が検討する製品が当該技術仕様を満たすか否かを正確に判断できるような明確さ<sup>26</sup>が求められますので、作成に当たってできる限り配慮願います。また、受贈国実施機関（施主）の意向にも配慮したうえで、できるだけ広範な競争が確保できるよう工夫してください。

既に施主が所有する機材との整合性等の事情により銘柄の指定が必要な場

<sup>24</sup> 業者契約書についても「事前校閲」の対象としていますので、適宜活用してください。

<sup>25</sup> JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に「施工条件の明示について」という資料を提示していますので、参考にしてください。

<sup>26</sup> 技術仕様を満たす銘柄に限られる場合等では、「参考銘柄」として銘柄（商標名、カタログ番号または製品名）を複数明示することも調達ガイドラインで認められています。ただしその場合は、同等の仕様・性能を持つ製品が受け入れられる旨、明示してください。

合、当該機材のみを別契約（金額が小さくなるのであれば見積り合わせ）とすることを検討してください。

### 3) ロット分け

施設建設と機材調達の両方を含む事業では、競争性確保の観点から建設工事契約と機材調達契約を区分して個別に競争入札を実施することを検討してください。ただし、契約を区分した場合の契約規模が過小である場合や調達される機材が施設工事と一体化して据え付けられる場合等、一括契約が有利であると判断される場合は、一括入札を検討してください。

建設工事契約と機材調達契約を分離して入札する場合、数量調整が可能な機材調達契約の入札を施設建設契約の契約締結後に行うことにより、予算制約による調整が容易となりますので、ご検討ください。

機材調達の場合には、①性質の異なる機材により構成される場合、②特殊な機材が含まれ、調達先が限定される場合等では、ロットを区分して入札することを検討してください。

### 4) E/N 及び G/A 等の添付

入札図書には、E/N、G/A 及び免税口上書の写しを参考添付<sup>27</sup>することとしていますので、JICA 担当者から受け取って下さい。

## (5) ODA 建設工事安全管理ガイドンス

JICA では、ODA による公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、安全管理における基本方針及び具体的な安全施工に関する技術指針等を取りまとめた「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を策定しています。

コンサルタント契約や業者契約を必ずしも直接拘束するものではありませんが、無償資金協力事業も対象としていますので、同ガイドンスに基づき、入札図書や技術仕様書に以下の内容を規定し、対応をお願いします。

- ✓ 応札業者に技術札の一部として Safety Plan（安全対策プラン）を提出させ、これをレビューする。
- ✓ 施工業者が作成する個別工種の施工計画書において「安全施工プラン」を作成させ、これを安全施工技術指針（作業別）も参照しつつ、レビューする。

この他、大型土木施設案件等を対象とした「工物品質管理会議」や、施設案件全般を対象とした「施工会社（店社）による海外建設現場安全パトロール」の制度<sup>28</sup>を導入していますので、対象となった建設工事については、施工上の具体的条件として、適切に入札図書（技術仕様書等）へ反映してください。

## (6) 入札公告と図書の配布

入札図書の確定／入札の公告<sup>29</sup>については、JICA の確認・同意が必要となります。入札図書への確認・同意<sup>30</sup>手続きを円滑に行うためにも、上記の留意事項等

<sup>27</sup> E/N、G/A 及び免税口上書については、競争参加者は合意内容の当事者ではないため、あくまで参考資料の位置づけです。G/A 等を参照して、施主と受注者の間で設定しておくべき契約上の条件（権利・義務）は、入札図書（の契約書案）に明記される必要があります。

<sup>28</sup> 制度の概要については、参考資料を作成して解説していますので、参照してください。

<sup>29</sup> 入札公告（P/Q を行う場合は P/Q 公告）に際しては、公告日に合わせて JICA ウェブサイトにも掲載することとしていますので、事前に公告内容のデータを JICA まで送付願います。

<sup>30</sup> 詳細設計の内容は OD/DD 比較表で事前確認していますので、入札図書の確認・同意に際して

を踏まえ、前広に JICA と相談してください。

入札図書配付後の入札図書の変更 (amendment) については、重要な変更についてのみ JICA の確認・同意が必要となります<sup>31</sup>。それ以外の amendment については、施主への確認と同時に、JICA に情報共有していただくだけで結構です。

また、入札図書への質問回答は、回答と同時で結構ですので、JICA に情報共有願います。

### 3. 入札評価

#### (1) 開札会

応札書類の受領や開札会は現地 (受贈国) で実施することもできますが、応札者の利便性に配慮し、日本国内で実施することを優先的に検討してください。原則として JICA 担当者もオブザーバー出席させていただきますので、連絡願います。

開札会に続く契約交渉や契約署名のために施主が来日する場合、JICA としても積極的に施主の表敬訪問を受入れたいと考えています。施主の意向も確認し、前広に JICA 担当者まで日程調整を申し入れ<sup>32</sup>してください。

#### (2) 価格開札会における価格札再提出

従来の標準入札図書においては、最低応札価格が“ceiling price”を超過している場合は、その場で価格札の再提出を求めることになっています。

適切な競争環境下で提示された応札額は「市場価格」として尊重すべきという考え方に基づくと、価格札の再提出を求めることは必ずしも適切ではないと判断されます。2024 年 10 月に標準入札図書 (Works)<sup>33</sup>を導入し、最低応札額が想定額を超えているような場合に「スコープ・カットやスペック・ダウンを伴う価格交渉」が適用できることとしましたので、積極的に活用してください。

#### (3) 入札評価

入札評価は、①資格確認 (Qualification of Bidder)、②技術評価 (Examination of Responsiveness)、及び③価格評価 (Evaluation of Bid) の3つに区分されます。このうち価格評価については、円借款や世界銀行の入札では応札額に加えて技術評価の結果を価格換算して評価に加味することもあります。無償資金協力事業では、原則として応札価格のみを比較しています<sup>34</sup>。

入札プロセスにおいては、価格札開札前に技術評価結果を、Award 発出前に価

---

の技術仕様書や設計図面の提出は不要としますが、入札図書の配布を開始した後で結構ですので、技術仕様書や設計図面を含めた入札図書一式を共有してください。

<sup>31</sup> 応札書類提出期限の延長等の単純な変更については確認・同意不要ですが、①Instructions to Bidders (ITB) や General Conditions of Contract (GCC) の上書きや②入札対象施設内容の大幅変更や設備・システムの要求性能の大幅変更等、プロジェクト内容や競争条件の大幅な変更がある場合には、原則、確認・同意の対象とします。

<sup>32</sup> 2週間前を目途に、訪問者の役職、氏名、滞在日程等を記したメモを共有してください。

<sup>33</sup> 機材調達契約についても、標準入札図書 (Goods) 策定・導入の検討を進めています。

<sup>34</sup> 調達ガイドラインで、以下の通り規定しています。

“Those bids which substantially conform to the technical specifications, and are responsive to other stipulations of the bidding documents, shall be judged solely on the basis of the submitted price, and the bidder who offers the lowest price shall be designated as the successful bidder.”

格評価結果（次項の「スコープ・カットやスペック・ダウンを伴う価格交渉」がある場合は、その交渉結果を含む。）を JICA 確認・同意の対象としていますので、評価結果を確定した後、速やかに JICA に対し確認・同意を求めてください。

#### （４）スコープ・カットやスペック・ダウンを伴う価格交渉

新しく導入した標準入札図書（Works）では、「スコープ・カットやスペック・ダウンを伴う価格交渉」が導入されています。これは、応札金額を市場価格として尊重しつつ、プロジェクトの円滑な実施には Grant の上限額範囲内で契約する（受贈国実施機関の財政負担を最低限に抑える）ことも重要であるという認識に基づいた対応策です。

この方策で時間を要する再度公告入札が一定程度避けられると考えますが、一方で、価格交渉を行わざるを得ない場合に備えて、スコープ・カットの優先順位やスペック・ダウン可能性などを開札に先立って施主と意見交換しておく、または合理的な範囲内でできるだけ詳細な応札金額内訳書を価格札として提出させる等の工夫が必要になってくると考えています<sup>35</sup>。

## 4. 業者契約の締結

署名・締結された業者契約は、JICA の契約認証（同意）を得て、当該契約に基づく支払について Grant からの支出が可能（eligible for the Grant）となります。契約締結後、速やかに JICA に対し契約認証（同意）を求めてください。

契約締結及び契約認証（同意）手続きと並行して、予備的経費が適用されている案件については、「予備的経費の運用手順等に係るマニュアル」に従い、単価合意及び特定資材の価格調整（当初価格の決定）について、必要な手続きを行ってください。

---

<sup>35</sup> なお、予備的経費の範囲内で、当初の想定額を超えた契約を締結することも可能としています。

## 第3章 施工・調達監理

### 1. 施工・調達監理業務

業者契約締結後、コンサルタントはコンサルタント契約に基づき、受贈国実施機関（施主）の代理人として、工事施工業者／物品納入業者の契約履行を監理することになります。

これら契約書に基づくコンサルティング業務について、調達ガイドライン及びコンサルタント契約の規定に基づき、JICAに“Monitoring”権限が付与されています。

#### (1) コンサルタント契約の規定

コンサルタント契約の Special Conditions of Agreement (SCA) の Appendix 1 として“Scope of Services”（業務内容）が規定されています。

施工・調達監理に係る主な業務として、以下が規定されています。

- ✓ 監理業務体制の構築と施工監理計画の策定
- ✓ 施工・調達に対する各種検査・品質試験等の実施
- ✓ 施工・調達課程で業者から提出される工程表、施工計画、施工図面等に対する確認・承認
- ✓ 業者に対する指示
- ✓ 各種事態への対応（契約変更が必要な場合の支援を含む。）
- ✓ 施主と業者の間の紛争解決支援

また、施工・調達監理業務の他、業務履行期間全体を通じての一般業務として、以下の業務が規定されています。

- ✓ JICA への同意申請の支援・代行
- ✓ JICA が実施機関に提出を求めている PMR: Project Monitoring Report の作成と JICA への提出代行（JICA からの問合せ対応を含む。）
- ✓ 実施機関負担業務（プロジェクト実施に係る行政上の許認可の取得、免税手続き等）の進捗確認と実施促進

#### (2) 業者契約の規定

業者契約の標準契約約款においても、施主の代理人となるコンサルタントの権限について、“The Consultant”条項（第5章）等に規定されています。具体的には、上記の業務の内、業者との関連で権限を行使することとなる、検査や各種確認・承認、業者への指示等について規定されています。

業者契約の内、建設工事契約の契約約款でより重要となる条項が第7章の“Period and Manner of Execution of Works”です。この章では、コンサルタントの施工監理業務の対象となる「施工業者自らの施工管理」に関連して“Work Programme”や“Test”について規定されています。コンサルタントは、これら契約約款に規定された基準及び Technical Specifications で規定した基準等に基づき、検査や確認・承認、及び指示を行うこととなります。

### 2. JICA のモニタリング

業者契約の契約認証に至るまでの各入札プロセスで JICA の確認・同意を求めるよう義務付けており、この確認に基づいて、最終的に契約の認証（同意）を行って

います。一方、業者契約締結後の施工・調達監理の段階では、契約変更（契約解除を含む。）にかかる契約認証（確認）（及びそれに伴う major modification や予備的経費の使用への確認・同意）についてのみ義務となっています。

すなわち、適切な業者契約が締結されているとして JICA が契約認証を行った後は、業者契約に規定される契約当事者（施主と事業者）の権利・義務関係に基づき、施主がコンサルタントの支援を受け、適切に契約管理を行うこととなります。

一方で、贈与者である JICA としては、当該業者契約が適切に履行されているかについて一定の善管注意義務を有しています。このため、贈与契約において受贈国に対し Project Monitoring Report 提出を求め、贈与契約に附帯する GTC（General Terms of Conditions）において工事現場への訪問や関連資料の調査についての便宜供与を義務付け<sup>36</sup>ています。

施工・調達監理の段階には、これらを根拠として、JICA は業者契約の履行状況<sup>37</sup>をモニタリングします。なお、このモニタリングは、受贈国実施機関（施主）やコンサルタント、業者に対して責任を負わない範囲で実施されますので、JICA がこれら契約当事者に対して、契約上の「指示」や「承認」を行うようなことはありません<sup>38</sup>。

ただし、既に認証された契約の変更については、JICA による再度の契約認証（同意）を必要とします。適切でも合理的でもない契約変更については、変更契約の認証ができませんので、ご留意ください。

モニタリングの手法としては、主に以下の方法によることとなります。

#### （1）Project Monitoring Report（PMR）

Project Monitoring Report（PMR）<sup>39</sup>の提出は贈与契約（G/A）において受贈国の義務として規定され、コンサルタント契約において、その作成がコンサルティング業務として規定されています。施主の了解があれば、コンサルタントが「JICA への提出」までを代行することで差し支えありません。

#### （2）施工監理計画書<sup>40</sup>

施工の品質や安全の確保・管理は一義的に施工業者の責任となります。コンサルタントは、施工工程表や施工計画書などを確認・承認する立場となりますが、コンサルタントの承認の有無にかかわらず、施工に係る瑕疵担保責任は施工業者が負うこととなります。

このような契約条件の下、コンサルタントの施工監理業務を適切に実施するた

<sup>36</sup> 受贈国実施機関の本件義務の履行を確保するため、建設工事の契約約款において Client's Personnel（JICA 関係者を含む。）のサイト等へのアクセス権限が規定されています。また、コンサルタント契約において「Monitoring by JICA」条項が規定されていることは前述の通りです。

<sup>37</sup> 受注者業務の進捗のみではなく、施主が責任を持つ免税手続き等の実施状況についてもモニタリングします。受贈国の履行義務事項の進捗が遅延している場合は、贈与契約の当事者として、JICA から受贈国に対して対応改善の申し入れを行います。

<sup>38</sup> 「指示」や「承認」は行いませんが、現行の標準契約約款の「Dispute and Arbitration」Clause において、「契約当事者の求めに応じ、JICA が（紛争解決にかかる）suggestion を行う」ことができる旨規定されています。

<sup>39</sup> PMR の書式や記載要領は、JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に公表しています。

<sup>40</sup> 「施工監理計画書」作成の対象は、建設工事契約及び据付工事を含む機材調達契約（軽微な据付作業の場合を除く。）とします。

めに重要なことは、施工業者の具体的な施工管理方法（体制や手法、作成される施工関連書類等）とそれに対するコンサルタントの施工監理方法（承認・指示の範囲等）を両者で明確に共有・理解しておくことだと認識しています。施工監理計画書の目的はこのような共通認識・理解を整理して確保することにあります。

施工監理計画書<sup>41</sup>は、建設工事契約締結後、施工業者の施工管理計画を反映して作成される想定ですので、完成後、JICA に共有してください。また、JICA から依頼があった場合、契約締結後／工事着工前を目途として、日本国内において、施工業者、コンサルタント、及び JICA の 3 者で施工監理計画書の内容を共有する打合せを設けてください。

### （3）実施状況調査<sup>42</sup>

JICA モニタリングの一環として、施工途中の工事現場に国際協力専門員／企画調査員（資金協力）等を派遣し、実施状況調査を行っています。

調査の日程はコンサルタントと調整させていただきますので、コンサルタントは施主とも情報共有し、建設工事契約約款に基づき、施工業者へも施工現場立ち入り、施工管理関連文書の確認等に係る便宜供与を依頼してください。

実施状況調査では、現場の視察、工事書類のチェック、及び施工業者からのヒアリングを通じて、施工品質や施工安全がどのように確保されているのかを確認させていただきます。

### （4）実施促進調査

事業の実施・進捗に何らかの理由（例：受贈国側の責任事項である用地確保の遅延）により事業の進捗が遅れているような場合に、資金協力業務部職員等が現地に渡航し、関係者と対応策を協議するための実施促進調査を行っています。

事業への阻害要因は可能な限り速やかに排除したいと考えていますので、事業実施上の課題や問題につきましては、速やかに共有いただくとともに、実施促進調査の実施に当たっては、事前の打合せ、情報提供、及び現地での会議への同席や便宜供与等をお願いします。

## 3. 設計変更／契約変更

贈与契約（G/A）の規定により、“Amendment or termination of contract”と“Modification from the original design”については、JICA の確認・同意が必要とされています。“Modification”の対象としては Major な（設計）変更限定されていますが、調達ガイドラインにおいて“Increase in amount of the contract price”が主要なものと規定されているため、実質的には金額の多寡にかかわらず、契約金額の増額を伴う設計変更は全て“Major Modification”と判断され、確認・同意の対象となってしまいます。

このため、契約金額の増額を伴う設計変更（設計変更を伴わない契約金額の増額を含む。以下同じ。）が必要と判断された場合<sup>43</sup>は、要すれば JICA と相談の上、速

<sup>41</sup> JICA が想定する「施工監理計画書」の記載内容と記載例等を JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に提示しています。

<sup>42</sup> 同じく、建設工事契約及び据付工事を含む機材調達契約の場合を対象とします。

<sup>43</sup> 契約金額の増額が想定されない場合でも、相当程度のスコープ・カットやスペック・ダウンがあれば、「事業実施段階の計画変更」として外務省の承認を要することとなりますので、契約業務の内容を適切に変更する変更契約書の締結及び当該契約書の認証手続きを求めます。

やかに「大幅な設計変更の申請及びコンサルタントの技術的見解（事前協議用）」<sup>44</sup>を作成・提出してください。同事前協議用資料には、設計変更等の内容及び必要金額の内訳を含めてください。事前協議の結果については、JICA からコンサルタント宛に 10 営業日以内をめどに正式な回答<sup>45</sup>を行います（ただし、外務省の承認が必要となる変更の場合は、それ以上の日数が必要となります）。

なお、JICA としては、以下の観点から設計変更に係る Grant の支出が可能かを検討・判断します。

- 施主（コンサルタント）または業者の責に帰すべき内容ではないか？
- 確定契約（Lump-sum 契約）の範囲内として対応すべきではないか？
- 「予備的経費の支出等に係るガイドライン」に基づき、契約残金・予備的経費の支出対象となりえるか？
- 供与限度額の範囲内での対応が可能か？

受贈国実施機関からの申請書を伴う JICA の確認・同意は、①設計変更、②契約変更、及び③予備的経費等の支出、の最大 3 つが必要となりますが、原則として、変更契約締結後に、契約認証（同意）に際して一括して実施することとします。ただし、契約解除を伴う場合等、段階的に受贈国実施機関からの同意申請を求めるべきと判断する場合がありますので、その際は個別に対応願います。

この他、契約解除や契約金額を減額する契約変更については、例外的な事例となり一律に手続きを提示することは困難ですが、上記考え方と同じように、出来るだけコンサルタントからの事前協議に基づき基本的な対応策を確認した上で「正式手続き」を一括化・合理化したいと考えていますので、前広に相談願います。

## 4. 業者契約の完了

業者契約（建設工事契約／機材調達契約）の履行が完了した際には、契約書の規定に基づき、コンサルタントが検査を行うこととなります<sup>46</sup>。

### （1）竣工式・引渡式

無償資金協力事業は、我が国の外交政策の一環として実施されています。我が国外務省（及び在外公館）は、個別の無償資金協力事業の実施を受贈国との外交関係の維持・強化の機会<sup>47</sup>ととらえ、特に施設竣工・機材引渡時のイベントを重視しています。

竣工式や引渡式は、施主（受贈国）が主体となって実施するものですが、在外公館や JICA 事務所の参加に加え、必要に応じ要人を本邦から派遣するなど、積極的に対応することとしています。

このため、施主が実施する竣工式・引渡式の計画情報については、速やかに在外公館や JICA 事務所、及び資金協力業務部に共有してください。また、式の実施に

<sup>44</sup> 書式等を JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に公表していますので、活用してください。

<sup>45</sup> JICA の検討結果については、組織の意思決定となる文書決裁を経た結果を回答します。

<sup>46</sup> 機材調達契約で、物品・機材が船積み引渡しとなっている場合は、現地到着後の検査はありません。

<sup>47</sup> 2023 年 6 月に閣議決定された「開発協力大綱」には、その目的として「平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献する」ことに加え、「信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、（中略）国益の実現に貢献する」ことが挙げられています。

については、現場に常駐監理者が駐在されている場合は何かと調整をお願いすることがあると思いますが、可能な範囲で対応願います。

#### 【銘板／ステッカー】

無償資金協力事業の広報の一環として、無償資金協力事業の対象となった施設には銘板を設置し、機材にはステッカー（日章旗マーク）を貼付することとしています。銘板／ステッカーの標準仕様は、JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」の「入札プロセスに係る書式」に解説していますので、適切に入札図書（技術仕様書）に反映してください。

コンサルタントの確認・承認を求めるため、業者から銘板の最終的な図案及び設置場所、ステッカーの最終デザインが提出された際に、受贈国在外公館の了解を取り付けてください。在外公館がない国については、JICA 本部を通じ外務省本省から了解を取り付けることとします。

なお、当該国における国民感情や特殊事情（宗教、政治など）を考慮し、日章旗マークを用いることが適当でない判断される場合等の特殊事例に際しては、JICA事務所も含めて、在外公館と相談することとします。

## （2）PMR (final)

Project Monitoring Report (final)<sup>48</sup>の提出も贈与契約（G/A）に受贈国側の義務として規定されています。

G/A では、遅くとも6ヵ月以内の提出を求めています。原則として、施設・機材等の引渡し後<sup>49</sup>1ヶ月以内の作成・提出<sup>50</sup>をお願いします。

<sup>48</sup> PMR (final) の書式はPMR とは異なります。JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」を確認して作成してください。

<sup>49</sup> 施設・機材の引渡し後に、ソフトコンポーネント業務や瑕疵通知期間満了前検査が予定されている場合でも、これら業務については別途報告されますので、PMR (final) に含める必要はありません。

<sup>50</sup> 施設引渡しを了しても、例えば受贈国側負担の貯水池取水施設の建設が遅延して施設全体の供用ができないような状況等がある場合、JICA から受贈国実施機関に対し、贈与契約（G/A）の規定に基づき、継続的な情報提供（例えば、供用開始後にPMR (final2) の提出）を求めることがあります。対応方法については、個別に相談させてください。

## 第4章 施工・調達完了後

### 1. 施工・調達完了後の業務

業者契約の履行が完了した後のコンサルタント契約の業務として、以下の業務が設定されている場合があります。

#### (1) ソフトコンポーネント

ソフトコンポーネントは、無償資金協力にて建設・調達された施設・機材を対象として、無償資金協力と一体的、限定的に<sup>51</sup>実施する技術支援であり、事業の円滑な開始（立ち上がり）や事業成果の持続性を最低限確保することを目的としています。

ソフトコンポーネントの内容は、協力準備調査の過程で検討・提案<sup>52</sup>され、財務実行協議で承認された内容（の具体的詳細）をコンサルタント契約の”Scope of Services”に規定することになります。

ソフトコンポーネント業務の実施完了後、施主に報告書<sup>53</sup>を提出することになりますが、同じものを JICA にも共有願います。

#### (2) 瑕疵通知期間満了前検査（瑕疵検査）

瑕疵通知期間満了前検査（瑕疵検査）は、瑕疵通知期間（Defects Notification Period）の満了前に、施工された施設やプラント<sup>54</sup>の瑕疵の有無をコンサルタントが検査し、瑕疵が存在すれば、これを施工業者に通知して瑕疵の修補等を指示<sup>55</sup>する業務です。

この瑕疵検査に先立って発見された瑕疵についても、その都度施工業者に通知することになりますが、都度の確認は必ずしもコンサルティング業務に含まれていませんので、必要に応じ遠隔での支援（施工業者への連絡・説明・協議等）を行ってください。

瑕疵検査後、瑕疵検査報告書<sup>56</sup>を作成して施主に提出することとなりますが、同じものを JICA にも共有願います。

### 2. その他の補足

上述のほか、無償資金協力事業に従事する場合に承知しておいていただきたい事項について、以下説明します。

<sup>51</sup> ソフトコンポーネントとして実施する技術支援は、その支援の内容から考えると、本来技術協力事業として JICA 交付金を使って実施すべきという考え方にもなりえます。このため、ソフトコンポーネントの範囲は、原則として「無償資金協力事業と一体化して限定的に実施することが必要な範囲」と考えなければなりません。「限定的」の具体的業務量範囲として、ソフトコンポーネント・ガイドラインでは 5～10 人月が提示されています。

<sup>52</sup> 「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第4版）」を参照してください。

<sup>53</sup> 報告書の書式を JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に提示しています。

<sup>54</sup> 機材調達案件では、機材メーカーによる保証（一般的に1年）がありますが、コンサルタントによる保証期限前の検査は一般的に設定していません。ただし、高度医療機材などその必要性が高い精密機材の場合、「メーカー保証期間満了前検査」を導入しています。そのような検査を実施した場合、瑕疵検査と同様に施主に提出した報告書を JICA にも共有願います。

<sup>55</sup> 瑕疵が「設計瑕疵」に基づくものであれば、設計者が修補等を実施することとなります。

<sup>56</sup> 報告書の書式を JICA ウェブサイト「無償資金協力事業に関する標準書式」に提示しています。

### (1) 無償資金協力実施段階におけるコンサルタント実績評価

JICA では、無償本体事業実施段階のコンサルタントに対する実績評価を行い、各社にその結果を通知しています<sup>57</sup> (JICA ウェブサイト「無償資金協力実施段階におけるコンサルタント実績評価について」参照)。

本評価制度は、優良な実績を残したコンサルタント（及び業務主任／常駐監理者）の実績を評価し、新しく実施する無償資金協力を対象とした協力準備調査の競争過程における評価に反映し、長期的に無償コンサルティング業務の質的向上を目的としています。

評価に当たっては、コンサルタントの「自己評価」も参照しますので、PMR (final) またはソフトコンポーネント完了届のいずれか遅い方と共に「自己評価」を提出してください。

### (2) 措置

「独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業における不正行為等措置規程（平成 20 年規程（調）第 43 号）」に基づき、事故、腐敗または不正行為等（過失による粗雑業務、契約違反、事故、贈賄等）に関与したと認められる者に対し、措置を行うことがあります。

### (3) JICA による事後監理

JICA は事業完了後の事後監理として、以下の取組みを実施しています。

#### 1) 情報収集・モニタリング

事業完了後 10 年まで、JICA の在外拠点（現地事務所等）を通じて事業のモニタリングを定期的に行っています。

#### 2) 事後評価

事業完了の 3 年後までに事後評価を実施します。協力金額が 10 億円以上の案件は外部評価者による外部評価、それ以外は現地事務所等による内部評価を実施しています。特に外部評価となる場合は、担当コンサルタントに対しても担当評価者からインタビューがありますので、ご協力願います。

#### 3) フォローアップ協力

フォローアップ協力は、JICA が過去に実施した協力に関し、相手国側の努力、工夫にも拘らず、施設・機材の維持管理や成果の普及・拡大等が困難となっている場合に、少額の追加投入として実施しています。

以上

---

<sup>57</sup> JICA ウェブサイト「無償資金協力実施段階におけるコンサルタント実績評価について」を参照してください。